

第4回 兵庫県立神出学園・兵庫県立山の学校の 機能充実に向けたあり方検討委員会 資料

「統合後の施設のあり方について」

令和8年5月29日
兵庫県県民生活部男女青少年課

1 これまでの議論の経緯

(1) 状況の整理

委員会意見	・施設に大きな意義 ・更なる充実により、不登校経験者の支援の拠点として活用すべき
社会情勢	・不登校の増加 ・通信制高校が不登校の受け皿として増加も、卒業後の進路に課題
施設の状況	・両施設の役割の同質化 ・生徒数の減少（特に山の学校で顕著）
県の状況	・厳しさを増す財政状況



**不登校経験者の社会的自立に向けた
支援の拠点としての
機能強化と運営効率化の
両立が必要**

(2) 施設の統合

- 役割の変化や入学者数の減少を踏まえ、**両施設を統合**。
- 統合後の施設は、時代の変化を踏まえ、長期のひきこもりとならないよう、「**不登校経験者への支援**」という文脈で**役割を再定義し、支援を充実**。
⇒通信制高校等とも連携を強化しつつ、**社会性やコミュニケーション能力等を養い、社会的自立を促す**（＝「**ステップアップ・ベース**」）
- 統合後の拠点施設として、現行の**神出学園を活用**（名称変更を検討）。

(3) 統合後の拠点施設のあり方（第3回委員会の意見から）

統合の方向性	拠点施設の存在意義(強み)
・縮小ではなく再編強化。次世代型のモデルとして考える ・青少年の自立支援に寄り添い、実現を後押しできる施設 ・次のステップ、新たな一歩を踏み出す施設としての在り方が求められる ・県立の公共性の高い施設であることから、多様なニーズに応えられる機能を保ち続ける必要がある ・フリースクールや学びの多様化学校とも異なる、児童養護施設や児童自立支援施設とも異なる、新たな位置づけを持つ施設として再構築していく必要がある ・次世代型の新たな施設を「社会的自立に向けた支援の場」としてポジティブにとらえ、統合によって機能強化を図る ・この学校ならではの存在意義や魅力をより掘り下げて示すことが必要	・両施設とも、入寮制による共同生活があり、体験活動を重視している ・寮があり共同生活を行うことはセールスポイント。寮があることでコミュニケーション能力が向上したり、社会性が身につく。また、家庭の負担が軽減される利点もある ・医療・福祉だけではない、多様な支援が必要な子どもたちを受け入れられる施設 ・学校教育法に縛られないという強みがあり、その時々の子どもたちの状況や社会情勢、青少年が抱える課題に柔軟に対応できる

(4) 今後の検討内容

引き続き、役割を踏まえ新たな施設での**支援内容の見直し**等について検討。

本日の第4回委員会での議論の内容を踏まえ、次回第5回委員会（7～8月頃予定）で議論のとりまとめを行う。

<検討課題（案）>

①基本的事項（対象者・期間等）

第3回委員会で議論

- ・入学対象者
- ・在籍期間・入学時期等
- ・通学制の導入

②支援内容の見直し

今回の委員会で議論

- ・通信制高校等との連携強化
- ・支援プログラムの設定
- ・短期間利用（在籍期間の弾力的運用）
- ・生徒の生活環境の整備等
- ・家庭支援・教員等研修の実施

③その他

今回の委員会で議論

- ・統合後の新たな施設の名称
- ・効果的な広報の展開
- ・施設運営の効率化

【統合スケジュール案】

	R 7	R 8			R 9	R 10
神出学園	●通常運営	統合			●支援内容 順次拡充 (R9～10)	本格 スタート
山の学校	●通常運営					
検討委員会	●第3回 (3/18) 〔検討の方向性〕	●第4回 (5/29) 〔支援内容の見直し〕 〔効率化の方策等〕	●第5回 (7～8月) 〔とりまとめ〕			

★統合にかかる
お知らせ

2 統合後の施設のあり方に関する議論

(1) 基本的事項（対象者・期間等）

第3回委員会で議論

① 入学対象者

現行の取扱い		第3回委員会の意見	
神出学園	山の学校		
・ 中学校を卒業した県内在住の23歳未満の者 ・ 不登校によって心に悩みを抱えながらも、自分の生き方や進路を見つけないという意欲をもつ者 ・ 体験学習や寮での共同生活のできる者 【神出学園管理規則】	・ 中学校を卒業した県内在住の24歳未満の男子 ・ 豊かな自然の中で、様々な体験活動を通して自分の生き方を見つけ、たくましく生きる力を培いたいと考えている者 【山の学校管理規則】	現状を維持すべき	・ 年齢層を上に広げると若い子が利用しづらい ・ 対象が広がると支援の方向性が不明確になる ・ 同年代の似た環境、悩みをもつ生徒がいると安心感につながる ・ 30歳ぐらいの人と10代の人同居することへの不安
		拡充すべき	・ 「青少年支援」であれば、概ね30歳程度まで支援対象とすべき ・ 異年齢交流が双方の成長につながるため、小中学生も支援対象にすべき

○ 議論の方向性

〔基本〕

・ 青年期(高校生～大学生相当年齢)にある若者

〔留意事項〕

・ 異年齢交流や今後の入学につながる体験入園など、小・中学生等の体験機会の拡充

〔ねらい〕

・ 統合後の施設を、学校や社会にうまく適応できない青年に対して「次のステップに向かう準備段階を提供する施設」として位置付ける

② 在籍期間・入学時期等

第3回委員会で議論

現行の取扱い		第3回委員会の意見	
神出学園	山の学校		
・ 2年以内(1年延長可) ・ 入学時期：4月 (9月まで追加募集有り→随時入学) ・ 修了時期：3月(状況に応じて柔軟に対応) 【神出学園管理規則】	・ 1年以内 ・ 入学時期：4月 (9月まで追加募集有り→随時入学) ・ 修了時期：3月(状況に応じて柔軟に対応) 【山の学校管理規則】	現状を維持すべき	・ 次のステップに進むための在籍期間として、1年では短く、3年では長すぎるため、現在の期間が適切
		短期間の入学の仕組みを導入すべき	・ 回転率を高めることで、より多くの子どもの自立支援につながる ・ 高校生が短期間入学し、元気や自信を回復した後、在籍学校に戻るような支援が必要

○ 議論の方向性〔基本〕

・在籍期間は**原則2年以内**とする(現行神出学園の枠組みを基本)。

〔留意事項〕

・個々の状況や進路形成に応じて**柔軟に選べる在籍期間の運用**

(※具体的な方向性については、後ほど「支援内容の見直し」で議論)

〔ねらい〕

・長期滞在を前提とする「居場所」ではなく、社会的自立に向けた**次のステップへの移行地点(ステップアップ・ベース)としての性格**を明確にする。

③ 通学制の導入

第3回委員会で議論

現行の取扱い		第3回委員会の意見	
神出学園	山の学校		
・ 学園生は、寄宿舍に入寮しなければならない (特別の理由により知事の許可を受けた学園生はこの限りでない)	・ 生徒は、寄宿舍に入寮しなければならない (特別の理由により知事の許可を受けた生徒はこの限りでない)	拡大方向	・ 不登校の増加が顕著な小中学生を受け入れるなら、入寮は難しいため通学制を導入することとなる ・ 修了後のフォローアップとしてあれば望ましい
【神出学園管理規則】	【山の学校管理規則】	原則維持	・ 入学生が近隣の子どもに限られ、支援に広がりが無い ・ 寮をなくしてしまうと、民間フリースクールと変わらなくなる ・ 寮での共同生活が両施設の強み

○ 議論の方向性〔基本〕

- ・ 通学制を制度の中心には据えない
- ・ 寮制度を施設のアイデンティティとして維持する

〔留意事項〕

- ・ 安全上の理由や本人の状態、家庭事情により柔軟な運用を行う(従前どおり)
- ・ 短期利用や将来的な入寮を見据えたステップとしての導入は検討の余地あり
(※具体的な方向性については、後ほど「支援内容の見直し」で議論)

〔ねらい〕

- ・ 統合後の施設を、「寮での共同生活を基盤とした支援施設」として位置付ける

(2) 支援内容の見直し

①通信制高校等との連携強化

現行の取扱い		第1～3回委員会の意見	
神出学園	山の学校		
・通信制高校(4校)との単位連携 (最大20～36単位/ 2年間)	・通信制高校(3校)との単位連携 (最大20単位/1年間)	必要	・不登校・ひきこもりの実態が多様化する中で、「生活・体験の支援」だけではなく、「学びの保障」への期待が高まっている ・保護者・本人にとっては高校卒業資格の取得可能性、進学や就職につながる見通しが施設選択の重要な判断材料になっている
		留意事項	・神出学園・山の学校は「学校でないこと」が強み ・生活リズムの立て直し、共同生活による社会性の育成などといった能力の育成が、他の教育機関では代替できない両施設の価値 ・通信制高校への進学、定時制高校等への進学、就労など、多様な出口を前提としたプログラム構成が求められる

- 検討事項（案）
- ・通信制高校との連携の強化
 - ・体験と生活を核とした学びとの両立 など

② 支援プログラムの設定

現行の取扱い		第1～3回委員会の意見	
神出学園	山の学校		
選択制（一部必修） 農園創造 動物飼育 探求・読書 ハンドクラフト 芸術鑑賞 ミュージック スポーツ 進路学習 こどもと文化 華道・美術工芸・書道 学校行事 等	原則1 コース必修 森林学習・実習 造園学習・実習 ものづくり体験 野外活動 キャリア教育 地域交流活動 一般教養 文化 スポーツ 学校行事 等	評価すべき点	・神出学園・山の学校は、発達課題を一からやり直すことのできる唯一無二の存在であり、青少年の孤立を防いで、安心できる居場所と時間を確保している ・成績評価、進級・単位に縛られず、個々の状態に応じたペースでの関わりが可能 ・他の教育機関では代替できない、県立施設ならではのプログラム
		更に検討すべき点	・学び（高卒資格・進学）との接続 ・修了後の進路（出口）の見えにくさ ・通信制高校・定時制高校・就労支援等と連携し、多様な出口を前提としたプログラム再構成が必要

- 検討事項（案）
- ・統合前の両校の良さや強みを生かすプログラム
 - ・本人の状態や希望に応じた多層的なプログラム
 - ・多様な出口を前提としたプログラム など

③ 短期間利用（在籍期間の弾力的運用を含む）について

現行の取扱い		第1～3回委員会の意見	
神出学園	山の学校		
正式な制度としてはなし 【短期間利用的な事業】 ・ 一日自由体験 （小5以上、1日） ・ プログラム体験 （中学生以上、半日）	正式な制度としてはなし 【短期間利用的な事業】 ・ チャレンジ体験 （概ね39歳まで、 数日～比較的短期間） ・ 体験入学会 （入学希望者、1日） ・ トライやる・ウィーク （中学生、日帰り）	必要	・ 数か月間で生活を立て直し、元の学校や進路へ戻るという使い方ができれば、教育的効果が高い ・ 短期間で次のステップに移行できる仕組みを考えるべき ・ 長期間施設に在籍することに抵抗感があり、少し休んで立て直す場所として使えるならより多くの生徒につながる
		慎重	・ 短期滞在を前提にすると施設の性格が変わってしまう恐れ ・ 心理的に不安定な生徒にとってあまりに短期間のかかわりでは十分な回復につながらない ・ 短期で結果を出す施設と誤解される懸念 ・ フリースクールや通学制の施設との違いが不明確になる

- 検討事項（案）
- ・施設の性格付け(中・長期的支援の原則)
 - ・短期間利用のプログラムの設定
 - ・「柔軟な運用」のあり方 など

④ 生徒の生活環境の整備等

現行の取扱い		第1～3回委員会の意見	
神出学園	山の学校		
・男子寮11室(4人部屋) ・女子寮 7室(4人部屋) ※1室あたり2段ベッド2台 ・部屋の中央部分を壁とカーテンで仕切り、実質個室仕様として利用 ・障害や服薬等により1人利用や2段ベッドの下段利用が望ましい生徒がいる ・このほか、寮には和室・談話室・浴室等がある(老朽化が進行)	・男子寮5室(4人部屋) ※1室あたり2段ベッド2台 ・R8年度は、生徒数が9人のため3室使用 ・このほか、寮には和室・談話室・浴室等がある	必要	・不登校・ひきこもり状態の若者は、昼夜逆転・食生活の乱れ・家庭内での孤立に陥っているケースが多く、寮生活によって初めて生活そのものを組みなおせる ・寮での生活は、他者との距離感、ルールを守る経験、トラブルの調整といった社会性を実体験として学ぶ場となっている ・保護者が疲弊している場合や過干渉・不干渉の問題を抱える家庭にとって、寮が親子双方にとってのクールダウンの場となる ・営利を目的としない県立施設だからこそ可能な寮運営
		留意事項	・寮生活では年上年下の関係性や、プライバシー確保が課題 ・完全個室化には安全の確保や監督面での不安があり、一方集団部屋ではストレスが高まる場合もある

- 検討事項(案)・寮生活の効果を最大限に生かせる整備
- ・プライバシーの確保やストレスの軽減
 - ・社会性形成などの効果や安全確保への留意 など

⑤ 家庭支援・教員等研修の実施

現行の取扱い		第1～3回委員会の意見	
神出学園	山の学校		
・学園生の保護者を対象に「おやさぽ神出の会（保護者会）」「やまびこの会（保護者・修了生とその保護者の会）」を組織 ・「養護教諭中堅研修」「高校初任者研修」「不登校支援に関する夏季研修会」等を実施	・保護者が同席する生徒面談の実施	家庭支援	・寮は「子どもを支える場所」であると同時に、保護者を守る安全弁としても機能している。家庭が破綻する前に支援介入できる ・生活リズムの回復や社会性の獲得により次のステップへの見通しを整えることで、家庭の不安そのものを軽減
		教員等研修	・心理職、看護職、経験豊富な教職員が揃う、専門性の高い現場であり、教員を目指す人や現職教員にとっての実習・研修の場として活用できるのではないか ・公的施設が、実践知を学べる拠点（センター機能）になることが重要 ・教員・心理職等が、実地で「生きづらさを抱える若者への関わり」を学ぶ場として価値がある

- 検討事項（案）
- ・家庭や教員などの支援者を支え、育てる拠点としての役割
 - ・関係機関との連携・役割分担 など

(3) その他

① 統合後の新たな施設の名称

現行の取扱い		第1～3回委員会の意見
神出学園	山の学校	
・対象者や目的が分かりづらい ・近隣に「明石学園」（児童自立支援施設）、「清水が丘学園」（児童心理治療施設）があり、福祉的な施設を想起	・教育的施設であることはイメージできるものの、対象者や目的が分かりづらい ・近隣に「森林大学校」があり、林業従事者養成施設を想起	・設立当初の役割と現在担っている機能に乖離が生じている ・学校教育法上の学校ではなく、教科学習や成績評価を行う場ではないにもかかわらず「学校」という名前が誤解を生んでいる可能性がある ・現行の「学校」という枠組みではなく、若者の自立支援・社会参加支援を前面に出すべきではないか ・「県立若者自立支援センター」のような名称も考えられる

- 検討事項（案）
- ・施設の狙いや役割の明確化
 - ・施設が有する歴史や知名度の尊重
 - ・愛称付記の可能性（例：兵庫県立尼崎青少年創造劇場〔愛称：ピッコロシアター〕）

など

② 効果的な広報の展開

現行の取扱い		第1～3回委員会の意見
神出学園	山の学校	
・各種媒体の活用による情報発信(チラシ制作、ホームページ、Instagram、Facebook) ・県内学校への周知、校長会・教頭会・教員研修会等での周知、アウトリーチ事業の実施 ・県内関係機関(教育、福祉、医療関係等)への訪問による周知活動 ・1日自由体験(月2回程度)の実施による生徒以外への体験機会の提供・入学促進	・各種媒体の活用による情報発信(チラシ制作、ホームページ、ブログ、YouTube、Instagram) ・県内学校への周知、校長会・教頭会・教員研修会等での周知 ・県内関係機関(教育、福祉、医療関係等)への訪問による周知活動 ・チャレンジ体験・体験入学会・トライやるの実施による生徒以外への体験機会の提供・入学促進	・神出学園・山の学校は教育的価値や成果が高いにもかかわらず、一般にはほとんど知られていない ・広報の対象が、高校教員・教育委員会中心に偏っており、本来支援につながるべき層(保護者・本人)に届いていない ・「不登校の最後の受け皿」「問題のある子が行く場所」といった、ネガティブなイメージが先行している ・「ここだから行きたい」「この経験が将来につながる」という、積極的・選択型の広報へ転換すべき ・現在の広報は高校中心だが、高校段階ではすでに選択肢が固定化している場合が多い。むしろ、小学校高学年、中学生、その保護者への情報提供が重要 ・医療・相談機関と情報連携し、支援ルートの一つとして認知してもらう ・抽象的説明ではなく、「見れば分かる」「体験すれば伝わる」広報が重要

○ 検討事項(案)・支援が必要な層への伝達方法

・寮生活や体験活動を中心とした施設の強みの発信 など

③ 施設運営の効率化

現行の取扱い		第1～3回委員会の意見
神出学園	山の学校	
・（公財）兵庫県青少年本部に指定管理(非公募) ・常勤職員は県及び県教育委員会から派遣 ・授業料なし 入学料62千円(傷害保険料、保護者会費等) 月諸経費36千円(給食費、光熱水費、寮等運営経費、教材費、体験活動積立費等) ・現状の外部委託業務：設備保守点検、清掃、機械警備、システム保守等	・（公財）兵庫県青少年本部に指定管理(非公募) ・常勤職員は県教育委員会から派遣 ・授業料なし 入学料60千円(傷害保険料、実習服・安全靴等) 月諸経費40千円(寮生活費、教材費、資格取得費、研修旅費等) ・現状の外部委託業務：消防設備保守点検、ごみ処理	・運営の効率化と、入学者増や回転率向上の両面を検討すべき ・両施設は高度な専門性や心理・生活支援、寮の運営が伴うため、人件費を削減した場合は専門人材の確保が困難になる可能性がある ・神出学園・山の学校のような取組は、「公だからこそできる領域」であり、民間活力導入がイコール全面委ねることではない ・入学者数を増やしても、収入が増える仕組みになっていないことが財政的課題だが、料金徴収を増やすのではなく、公費投入の意義を明確にし、説明可能性を高めるべき ・利用料・授業料を引き上げると、支援が必要度の高い家庭ほど利用を断念せざるを得なくなる可能性が高い

○ 検討事項（案）・施設の強みを保持した形での運営の効率化

- ・民間活力の導入可能性
- ・機能強化に伴う受益者負担の導入
- ・民間・ボランティアの活用 など